平成２７年（フ）第１０７号
広島県竹原市吉名町5174番地１
破産者　西村　　朗
１　決定年月日　平成28年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第２０９号
北海道留萌郡小平町字鬼鹿港町287番地の１
破産者　木村　秀弘
１　決定年月日　平成28年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２９０号
北海道旭川市東光12条１丁目２番３号
ウェーブ東光　102号室
破産者　引野　敏雄
１　決定年月日　平成28年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２９１号
北海道旭川市東光12条１丁目２番３号
ウェーブ東光　102号室
破産者　引野　信子
１　決定年月日　平成28年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１７８４号
神奈川県大和市福田2595番地　グランドハイツＢ―103
破産者　益子　博和
１　決定年月日　平成28年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８４６号
横浜市瀬谷区下瀬谷３丁目７番地１　仙田コーポＡ　102
破産者　下舘　洋子
１　決定年月日　平成28年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１３６号
横浜市神奈川区羽沢南１丁目26番５号　羽沢ハイツ103号
破産者　我妻　勝廣
１　決定年月日　平成28年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１７７号
横浜市都筑区大丸10番２―204号
破産者　仲岡　眞二
１　決定年月日　平成28年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２７０号
横浜市港北区鳥山町1006番地１　プランドール新横浜108
破産者　大友　一磨
１　決定年月日　平成28年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３６６号
神奈川県鎌倉市岩瀬1185番地１　ダイヤモンズ・Ｍ　101号室
破産者　足永　和人
１　決定年月日　平成28年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６１号
相模原市緑区相原２丁目23番18号、開始決定時の住所相模原市緑区大島3185番地８
破産者　高塚　健治
１　決定年月日　平成28年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２４７号
相模原市中央区相生３丁目３番13号　ボヌール相生203
破産者　田中　　勇
１　決定年月日　平成28年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第４４５号
静岡県湖西市鷲津2522番地の１　グレイスフルフジミ　101、前住所静岡県湖西市白須賀5792番地の５
破産者　森　　清高
１　決定年月日　平成28年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第２０１号
静岡県浜松市中区住吉２丁目７番701号
破産者　野末好一郎
１　決定年月日　平成28年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第４５２１号
大阪市中央区南船場２丁目７番24―704号
破産者　清水　嘉朗
１　決定年月日　平成28年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２０号
兵庫県丹波市青垣町沢野30番地１　市営住宅小山団地574―１号、前住所兵庫県丹波市春日町園部10番地　市営住宅園部団地７号
破産者　山口　裕正
１　決定年月日　平成28年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２７年（フ）第７５号
兵庫県西脇市黒田庄町津万井164番地の１
石栄コート17号、前住所兵庫県多可郡多可町中区森本112番地
破産者　後藤　勝利
１　決定年月日　平成28年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２７年（フ）第３１号
愛媛県宇和島市長堀３丁目２番２号
破産者　髙橋　忠司
１　決定年月日　平成28年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２７年（フ）第６９号
福岡県築上郡築上町大字水原282番地３
破産者　西田　和輝
１　決定年月日　平成28年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係